

◎許可に係る伐採の届出等【規則第 65 条第 1 項の届出書の様式】

保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書

年 月 日

鳥取県〇〇地方事務所の長 様

住 所  
届出人 氏名

年 月 日付第 号の決定通知に係る立木の伐採は、年 月 日に次のとおり終了したので、森林法第 34 条第 8 項（第 44 条において準用する同法第 34 条第 8 項）の規定により届け出ます。

保安林(保安施設地区)の指定の目的								
森林の所在場所					伐採の方法	伐採した立木の樹種及び年齢	伐採した面積及び立木材積 ha (m3)	備 考
市郡	町村	大字	字	地番				

注意事項

- 伐採の方法別欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 伐採した立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採した立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も高いものの年齢とを「〇～〇」のように記載すること。
- 伐採した面積及び伐採した立木材積欄には、皆伐による場合にあっては伐採立木材積の記載を要しない。
- 伐採した面積は、実測又は見込みとし、小数第 4 位まで記載すること。
- 備考欄には、次の事項を記載すること。
  - 皆伐による伐採をした場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
  - 伐採跡地について行う植栽の時期
- 添付する図面の様式は、規則第 49 条の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採した区域及び植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の区域を明示すること。
- 記載内容が許可決定通知書に記載した内容と同一の場合にあっては、「（許可決定通知書のとおり）」と記載することができる。
- 届出書は、伐採の終わった日から 30 日以内に許可を受けた地方事務所の長に提出すること。